

埼玉県報

第 2802 号 平成 28 年(2016 年) 5 月 31 日 火曜日

目 次

規則

○ 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築安全課)

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター東松山事務所)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(利根地域振興センター)
- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- O 基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示(県営競技事務所)
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示(県営競技事務所)
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示(県営競技事務所)
- ひ 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出(社会福祉 課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出(社会福祉 課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福 祉課)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)

- 東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業の事業計画の変更(第2回)(市街地整備課)
- 埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示(政策調査課)
- 埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示(政策調査 課)
- Q 県道加須鴻巣線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- Q 県道加須鴻巣線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- Q 県道菅谷寄居線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務委託に関する契約の 相手方等の公示(循環器・呼吸器病センター)
- O 埼玉県立小児医療センター新病院の閉鎖型保育器の調達に関する入札公告(経営管理 課)
- 埼玉県立小児医療センター新病院の実験台(検査用作業台)の調達に関する入札公告(経 営管理課)
- 埼玉県立小児医療センター新病院の注射薬自動払出装置の調達に関する入札公告(経営 管理課)
- 埼玉県立小児医療センター新病院の開放型保育器の調達に関する入札公告(経営管理 課)

正誤

O 埼玉県告示第691号中訂正(市街地整備課)

規則

埼 玉 建 築基 準 法施 行 細 則 \mathcal{O} を 改 正 す る規 則 をここに 公 布 す る

半成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

う に改正 玉県建築基 す 準 ·法施行 細 則 (昭 和 三十六年埼玉県 規 則 第十 五. 号) \mathcal{O} __ 部を 次 \mathcal{O} ょ

别 築基 \emptyset 11 · う。 表第 第 二条第 同項を 項 準 一法施 項に 中 (M) 建 行 同条 規定するも 欄 を _ 第 築基 令 項 \mathcal{O} 各項に 中 第三項と 準 昭 項 法 別 和 施行 <u>二</u> 十 掲 表 0) \mathcal{O} 建築物 を除 Ļ げる用途の 規 を 五年政令第三百三十 則 <_ 。 同条第一 _ 別 に (昭 に係る規 表 区分に 和 第 項 <u>二</u> 十 を \sqsubseteq \mathcal{O} 則 加 応 え 次 五. に に改め、 じ」を加え、 に 年建設省令第 改 次 同 八 \Diamond [条第三項 の一項を 号。 以 該 定 当 下 四十号。 別 加え める を す 令」 同 る 表」 時 る 条 ŧ 期 第 لح \mathcal{O} を は 以 兀 11 う。 下 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 同 「規 表 下 に 則 に 同 改 条

 \mathcal{O} 0 8 設省令 令第十 た日 る時 す 期 \mathcal{O} 六条 は 日 日 兀 十号。 第一 カコ 別 カュ 表第二 5 5 起算 項 そ 0) 以 に 日 (M) 下 規定する建築物 L て 欄 前三月ま 同 規 \mathcal{O} 表(る) 則 各 項に掲げる で 欄 と \mathcal{O} いう。 に掲げる年ごとで、 間とする に 係る建築基準法 用 $\overline{}$ 途 第五 \mathcal{O} 条第一 区分に・ 項の 応じ、 施行 毎 回当 規定 規則 該 第 同 に 口 ょ 昭 欄 に \mathcal{O} 和 り 二 十 掲 報告 知 げ が る を Ŧī. 定 年

二号 を 年告示」 す 建築物」 るも を削 伞 同号を び とい 成二十 り、 \mathcal{O} \mathcal{O} を除 見 . う。 同 を 機 同 出 項第三号 以 項第二号と 八 「令第十 \smile 年国 外 中 第二第三号に掲げるも \mathcal{O} 建築設 建 _ 土交通省告示第二百四十号 中 築設 に改め、 六条第一 「(住 備等」 宝又は 同 項に 項に 同号 を を 「特定建 を同 特定 次 規定する建 共同住宅の \mathcal{O} _ 項 \mathcal{O} 建築設備等」 号を に限 第一号と 築設備等」 築物及 る。 住戸に 加 (別表第二にお え る。 ただ し、 び 設け に に Ļ 同 改 前 改 条 項 5 め 8 第 籠 第 れ 四号 が 11 たも 同 __ 同 住戸 項 て 項 条 \mathcal{O} 中 第 「平成二十 \mathcal{O} 第 内の 建 を除 築物 前 号 項 みを昇 条 中 第 び

火ダ 前条第 ン パ 項 を \mathcal{O} 除 建築物に く。 に 設 限 る け る防 $\overline{}$ 火設備 (令第 +(随時 六条第三項 閉 鎖又 第二号に規定する は 作 動 を できる ŧ \mathcal{O} \mathcal{O}

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

第 項 \mathcal{O} 六 定によ 第三項 り 知 各 事 号 が 又 定 は \otimes 前 る 項各 時 期 号 に は 掲 第 げ る 口 定 \mathcal{O} 建 報 告 築 を行 設 備 等に 0 た 日 係 \mathcal{O} る 꽢 則 日 カン 六 6 起

算 ごとで、 て一年 同 当該 項 期 \mathcal{O} 間 定 \mathcal{O} する り 玉 日 土交通大臣 から そ \mathcal{O} が定める検査 日 前 一月 まで \mathcal{O} \mathcal{O} 項目に 間とする。 あ 0 て 三

- 3 年使用開始の日からその日前 定により知事が定め 第三条に次 日から同月三十日ま 令第百三十 の一項を加える。 八条の三に規定する昇降機等に係る規則第六条 る時期は で の間及 一月ま び十月一日から同月三十 使用期間が連続 での 間、 それ以外の して六月以 _ ŧ 日ま 内の のに の二の二第 あ で ものにあ \mathcal{O} 9 間とする。 ては毎年四 0 ___ 項 7 は \mathcal{O} 規 月 毎
- 5 文に規定する び検査結果表は、 規則第六条の二の二第三項ただ 報告書及 提出 \mathcal{O} び定期検査報告概要書並 日前二月以内に検査した事項に基づ し書の 規定により規 びに検査結果表とする。 則 で定め 7) て作成する同項本 る報告書の 様式 及

同 表 别 表四 \mathcal{O} 次 E \mathcal{O} 次 項 中 0 中学校」 表を加える。 の 下 に 義務教育学校」を加え、 同表を別表第一とし

別表第二 (第二条関係)

	五.	匹	11]	<u> </u>	_	
カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホー百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、	練習場(学校に附属するものを除く。)キー場、スケート場、水泳場又はスポーツの博物館、美術館、図書館、ボーリング場、ス	体育館(学校に附属するものを除く。)	第一第二項第一号に掲げるものに限る。)寝の用に供するものとして平成二十八年告示共同住宅又は寄宿舎(高齢者、障害者等の就	げるもの 年告示第一第二項第二号から第九号までに掲 等の就寝の用に供するものとして平成二十八 等の就寝の用に供するものとして平成二十八 があるものに	を除く。)、公会堂又は集会場劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場	用 (い)
	三年	二年	三 年	二 年	二年	報 告 の 間 隔

六 店 ル 又 遊 は 物 技 品 場 販 売業 公衆 を営 浴 場、 む 店 待 舗 合、 床 料 面 理 が +飲 食

二年

方

メ ル 以 内 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} を 除

附 則

行 期 日

1 \mathcal{O} 規 削は 平成二十 八 年 六 月 日 カュ 5 施 行 す

(経過 措 置

- 2 則 定する 条第 下 適 用 は 昭 日 \mathcal{O} لح 和 た \mathcal{O} に \mathcal{O} -+ す 場合 項に 項に 規則 お と 部 建 9 築物に す を 1 い る。 規 五. \mathcal{O} T お 改 に 令第十 は、 V 正 年 定 施 お す 該 け て 政 す 行 当す る当 る 令 \mathcal{O} 同 る \neg \mathcal{O} 六 施 規 第 建 場 項 日 条第 築物 該 合 行 則 中 る 百三十 施行 に こと 以 日 (平成二十 お 第 12 下 _ という。 項に کے 日 け 該 __ る当 以 口 な 八 当 施 後最初 規定す 号。 0 す \mathcal{O} 行 該施 八年 たも 報告」 る 日 $\overline{}$ 以 _ Ł 行 以 埼 下 る لح \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 建築 後最 玉県規 とあ に 報告をすべ 日 で 11 係 以 令 あ う 後最 物 初 る る 0 改正 12 則 \mathcal{O} \bigcirc と て 第 初 報 は \mathcal{O} 該当することと 11 き時期に 告」と、 う。 の 報 六十二号) 後 \neg 施 前 埼 \mathcal{O} 行 日 第二条 告を 玉 日 12 県 第 12 お す 相当する 「とす 建 +建 11 築基 第二 築基 ベ \mathcal{O} 六 T ならな 施行 条第 き 改 時 る 準 項 準 正 時 期 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 法 前 期 施 カコ は と 日 規 項 施 \mathcal{O} あ 行 定 0 行 第 以 施 た る 細 \mathcal{O}
- す た に \mathcal{O} る \mathcal{O} 項に お とす 部 0 昇降 施行 11 1 を ず V る。 た 7 お 改 機 日 と T れ す 場 正 は 令 11 カコ \mathcal{O} 合に 一する規 て 該 第 に 前 当す 該当す + \mathcal{O} 同 日 場合 施行 お 六 項 に 条第三項 則 る 中 け お る に 日 る ことと 11 伞 当 お 第 ŧ 7 ける当該: 成二十 該 と 改 \mathcal{O} 施 第 な 11 口 で 正 う。 行 $\overline{}$ \mathcal{O} 2 あ 前 号 報告」 八年埼玉 た 日 0 \mathcal{O} \smile に 施 第三条 以 7 規定 後最 行 以 \mathcal{O} 後最 に 日 لح 施 第 す 以 県 あ 係 初 行 後最 初 規 る る \mathcal{O} る 日 ___ 昇 則 改 に 報 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 報告」 告 降 初 第六十二号) は 正 令 第 機に 第十 を の報 埼 後 ___ す 号 \mathcal{O} 告をす 第三条 ٢, ベ 該当する 玉 六 又 条第三 き時 県 は 建 第二 築基 ベ 第 期 کے \mathcal{O} 号 こととな き す 施 項 に 行 相 時 る 準 項 第 に 当 期 法 掲 \mathcal{O} \mathcal{O} す は とあ 施 規 号 げ 日 る 行 定 6 に る 時 以 な 施 る 細 規 \mathcal{O} 期 行 \mathcal{O} 下 則 適 定 カュ は ح 日 用 \mathcal{O} 0
- 以 成 年 下 玉 荷 七 土 交通 物 条 九 \mathcal{O} 年 専 省令第一 <u>ー</u>に 用 五. 月 昇 三十 う。 お 降 機 11 号 て _ **全** 準用 第 日 築基 七 ま \mathcal{O} 条 施 す で る 第 準 行 \mathcal{O} 場 五. 法 間 \mathcal{O} 合 項 際 施 に を含 若 建 現 行 築 に 規 基 存 む 則 < は 進 す 等 法 以 法 る \mathcal{O} 第 下 t (昭 部 七 \mathcal{O} 条 又 和 を \mathcal{O} 項 \mathcal{O} は 改 12 + 同 正 第 五. 省 す お 五. 年 令 11 る て 項 法 \mathcal{O} 省 同 律 施 令 第二百 V 行 ず 平 \mathcal{O} れ 日 成 Ł カコ \mathcal{O} 規 5 定 亚 八

附 て る 時 7 は 年ご 後 期 第 る 年 に \mathcal{O} 第 と 報 が 七 あ 査 で、 告に 済 満 条 0 \mathcal{O} て 証 了 兀 係る 当 す は 項 \mathcal{O} 該 第 る 施 交 \mathcal{O} 五. 行 付 期 時 日 規 を受 間 定 期 \mathcal{O} 項 日 に に \mathcal{O} 11 \mathcal{O} カュ 満 あ ず 6 け 定 了 れ 起 0 1) す に 算 7 カュ 知 る は 遅 ょ 事 \mathcal{O} 当 7 が 日 る 11 カコ 該 検 日 定 _ 最 査 年 b カュ 8 当 済 が 初 6 該 当 満 証 \mathcal{O} 報 該 期 項 日 了 \mathcal{O} す 前 告 交 日 は 付 る 前 を _ お 月 行 を 施 __ 日 11 月 受 ま 又 0 行 7 た け は で ま 日 同 \mathcal{O} 日 で た 法 以 第 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 後 꽢 間 \mathcal{O} 七 条第 す 日 꽢 初 カコ 当 日 \mathcal{O} 5 該 五 報 カュ る 起 最 項 5 同 若 起 初 算 係 \mathcal{O}

- 5 法 告 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 規定 が 前 日 行 な 項 後 さ 細 \mathcal{O} \mathcal{O} 最 規定 適 則 れ 用 た \mathcal{O} 初 小 に 12 \mathcal{O} _ 報 部 荷 ょ 0 告 物 を り 11 改 専 施 __ て 用昇 とす 行 は 正 す 日 る る 降 同 カュ 規 機 項 5 則 中 に 平 成三十 関 平 第 す 成二 る _ 口 同 \longrightarrow +年五 \mathcal{O} 日 報 八 \mathcal{O} 告 月三十 갶 年 埼 日 玉 以 کے 県 後 あ --- 規 る 日 \mathcal{O} 改 則 \mathcal{O} ま 第 は 正 で 六 後 \mathcal{O} \neg +埼 間 \mathcal{O} 第三条 一号 玉県 に --- 建 口 第 築 以 \mathcal{O} 基 上 施 項 報 進 行
- 定 ょ 通 五月三十 十 に る 省 防 検 ょ 令 火 --- 査 第 設 日 り +備 ま 知 済 号) 事 日日 で 証 建 が \mathcal{O} \mathcal{O} 交付 まで 築基 間 定 \mathcal{O} 施 8 لح を 行 準 る \mathcal{O} 受 間 法施 報 \mathcal{O} 当該 12 告 け 際 現に \mathcal{O} た 法 行 第 期 時 ŧ 規 存 間 期 \mathcal{O} 七 則 する 中 は に 条 等 限 第 12 \mathcal{O} る。 お 平 五 ŧ _ け 成 項 \mathcal{O} 部 三十 $\overline{}$ 若 る 又 を 報告 に は 改 L 年 同 正 係 < 六 省 する \mathcal{O} る は 令 口 同 法 月 第 省 数 省 \mathcal{O} 施 日 令 七 令 は ___ カュ 附 条 行 平 口 5 則 \mathcal{O} \mathcal{O} 平 成二十 لح 第二条第 日 する 成 第 カュ 三十 五. 5 平成 項 八 兀 \mathcal{O} 年 __ 二十 年 規 項 玉 \mathcal{O} 定 五 土 規 交 に 九 月
- 7 令 す る 合 に を に 第 お 改 る な 施 \mathcal{O} 正 行 お 百 V 0 で け 7 す た لح あ 日 る る +あ ŧ 0 \mathcal{O} 当 規 7 八 施 る \mathcal{O} 前 該 条 に 日 行 則 \mathcal{O} 施 は 係 施 \mathcal{O} 日 に 伞 三 行 お 行 る と ·成二十 に 改 کے 日 日 V 規定す す 以 に 11 正 7 後最 う 後 令 改 る 第 正 \mathcal{O} 第三条 初 る 年 百 前 三十 昇 以 埼 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 第三条 報 降 後 玉 場 告 機 最 県 第 八 合 等 規 に 条 を 初 第 す に 項 則 お \mathcal{O} \mathcal{O} 三に 三項第二 該 報 第 け ~ \mathcal{O} き時 当す 六 告 規 る + 規 埼 定 を るこ 定 す 玉 期 \mathcal{O} 号) 号 ~ す に 県 適 とととな き 建 用 る 相 に 昇降 当す 築基 時 に 掲 \mathcal{O} 施 げ 期 2 る 5 は 行 進 機 る 1 時 等 工 な 法 7 \mathcal{O} 作物 期 施 日 施 は カュ 該当す 行 行 0 す た 以 細 に 日 同 Ź لح に 下 則 項 該 る お 当 \mathcal{O} 中 た す 11 \mathcal{O} 項 لح る 7

埼玉県告示第七百四十号

る。 定款 出されたので、 特定非営利活動促進法 の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次 同条第五項に (平成十年法律第七号) おい て準用する同法第十条第二項 第二十五条第四 \hat{O} \mathcal{O} 規定に とお 項 \mathcal{O} 規定に り 申請 より 公告す 書が提 ょ り、

活部共助社会づく え置く方法並び なお、 当該申請 に り課及び埼玉県 に係る変更後 1 ・ンター ネ ツ \mathcal{O} 定款を、 トを利用する方法 川越比企 地域振興センタ 申 請書を受理 (埼玉 県 た 東松 日 Ν Р カュ O 情 報 Щ ら 二 事 務所に 月 ステ 間、 お 県 民 彐 7 生

平成二十八年五月三十一日

(http://www.saitamaken-npo.net/)

に

より縦覧に供

いする。

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月九日

一特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人萌友

三 代表者の氏名

髙澤 征四郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字前河内三百二十番地三

五 定款に記載された目的

青 地域社会の 少年ボランテ 法 利益 は、 知 的 イ 発展に寄与することを目的とする。 ア活動の推進事業を行い ?障害者、 高 齢 者及 び 高 齢 ` 保健、 痴呆障害者に対しての生活支援及び 医療又は福祉の増進を図り、

埼玉県告示第七百四十一号

出さ 定款 る。 特定非営利活動促進法 の変更の認証を受けようとする特定非営 れたので、 同条第五項にお (平成十年法律第七号) 11 て準用する同法第十条第二項の 利活動法人から次 第二十五条第四 \mathcal{O} とお 項 規定により公告す \mathcal{O} 規定に り申請 書が提 ょ り、

にイ aitamaken-npo.net/)) 活 部 な お、 ンタ 共助社会づ 当 ネッ 該 申 トを利 請 、り課及 に係る変更後 用する方法 により縦覧に供する。 び埼玉県 \mathcal{O} 定款 利根地域振 (埼玉県 N を、 申 興 請 Р セ 書を受理 〇情報ス ン タ テ 12 し お た V シ 日 て 彐 カュ 備 5 二月 え置 (http://www.s く方 間、 法 県 並 民 生 び

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十三日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人MCAサポートセンタ

三 代表者の氏名

渡邉 朋子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町学園台二丁目十一番六号

五 定款に記載された目的

と社会の こ の 法 人は、 益 \mathcal{O} 増進 地域に に寄与することを目的とする。 お け る 中 間 支援事業を通じ、 豊か な地 域 コ $\overline{\mathbf{x}}$ ユ = テ イ 形成

埼玉県告示第七百四十二号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規小川町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号) 定により次のとおり公告する。 同条第四項の規

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

	小	た調
		者查
	Ш	のを
	шт	名 行
	町	称っ
平	平	時 調
成一	成	查
十	$\overline{+}$	を
七	六	行
年	年	つ
度	度	期た
地	地	名 成
籍	籍	
簿	図	
177	兀	果
	+	
_	三	
冊	枚	称の
_	腰	地 調
部)	越	查
	九	を
	腰	行
	越	つ
	0	区た
五.	平	年 認
月二	成	
	_	月
+	+	74
五口	八	n =+
日	年	日証

埼玉県告示第七百四十三号

務を次のとおり委託した。自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第三条第二号及び第三号に係る事

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

株式会社ケイドリー 株式会社ケイドリームス受託者の名称及び所在地

東京都千代田区内神田一丁目十八番十三号

 \equiv 委託契約締結日

平成二十八年四月一 日

 \equiv

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百四十四号

務を次のとおり委託した。自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第三条第二号及び第三号に係る事

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田二丁目十四番十八号

委託契約締結日

平成二十八年四月一 日

 \equiv 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百四十五号

務を次のとおり委託した。自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第三条第二号及び第三号に係る事

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

東京都港区東新橋一丁目九番二号オッズ・パーク株式会社受託者の名称及び所在地

 \equiv 委託契約締結日

平成二十八年四月一 日

 \equiv

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百四十六号

を 定 指定する。 有 土壤汚染対 害物 な け 質に れ ば 策法 な ょ 5 0 な て汚染されて 伞 11 成十四年 区 域 以 お 法 下 律第五· り、 形 質 土 変 地 +更 \mathcal{O} $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 号) 時 形質 要 第 届 \mathcal{O} 変更を 出 区 -- 条第 域 L لح ょ ___ う 項 11 う。 とするとき \mathcal{O} 規定 $\overline{}$ 12 を 次 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} ŋ 届 لح 出

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一形質変更時要届出区域

三百五 五. 番三 八十 百 \mathcal{O} 百 七十番、 百二十 番 六番 \mathcal{O} 十四四 _ 别 三百 部、 \mathcal{O} 番 部 \mathcal{O} _ 义 十二番 三百 三 番 三 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 三百 百六 六十 三百 五百三十 七番 部、 部、 百二 \mathcal{O} 八 三百八十二番、 お 五. 部、 三三百 五百 七十 十六 番、 五十六 +百二十二番 兀 \mathcal{O} 1) 四百 _ 百 \mathcal{O} 九番一、三百 (埼 三百六十 番 三百七十五番 番 兀 一番 _ 兀 二 番 部、 番 0 番 \mathcal{O} 玉県三郷 十九 三百五 _ _ 0 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 五百二十 三百三番 一部) 部 _ _ 部、三百六十七 _ \mathcal{O} \mathcal{O} 番 部、 三百八十三番、 部 部、 一部 _ 十三番 八十 __ 部、 番、三百六十二番、 市番 五. 三百五 \mathcal{O} 百 0 三百七十二番 八 兀 1七番 _ 番 五百二十三番 百 四百三番 九番二、 \mathcal{O} 匠免三丁 部、 部、 五. \mathcal{O} \mathcal{O} 番 部、 _ \mathcal{O} +__ 三百 三百七 部 _ \mathcal{O} 番 七番 部、 三百 三百 三百 、三百六十 自二百 五.十 三百 部 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 五百二十 五. _ 九 + _ _ 兀 \mathcal{O} 八 三百 部、 部、 十番 十四四 九番 部、 五. 一部 百二十番 番 兀 九 \mathcal{O} 百 + + \mathcal{O} 三百 三百 九 四番 九 兀 番 八 六十三番、三百六 \mathcal{O} 百三番 三百 番、 部 番 五. +_ \mathcal{O} \mathcal{O} 百二十 部、 三百 八 七十三番 五. \mathcal{O} _ \mathcal{O} ___ 三百 \mathcal{O} +番 九 部 三百六十 _ 部 三百 _ 0 +五. 部 八 三百 二百 部、 $\overline{+}$ 兀 \mathcal{O} 番 五. --- 八十番、 部、 三 Ŧī. 番 \mathcal{O} 番 三百 百三十 百五 五 \mathcal{O} 八 九 --- \mathcal{O} 九 \mathcal{O} 百 兀 + 番 + + \mathcal{O} ___ 三 十 百九 四 五. + _ 兀 _ __ 三百 三百 三百 +五. 百 九 兀 \mathcal{O}

土. 壌汚 染対 策法施 7 V な 行 規則 11 定有 伞 害物 成 +兀 質 \mathcal{O} 年 種 環 境 省 令 第二十 九 号) 第三十 条 第 項

び 0 合物 砒 素 及び その 化合 物 S 0 素及 び そ \mathcal{O} 化 合物

 \equiv 汚 ?染対策 法施 行 規則 第五十 八 条第四 項第九 号に 該当す る 区域

別図のとおり(一の区域と同じ)

埼玉県告示第七百四十七号

次 条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 の者を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成二十八年五月三十一日

六月一日	養管理指導介護予防居宅療] 四] 四	店
平成二十八年	導客療養管理指	ズムメディカ-	朝霞市北原一	薬局がイーディー
二月一日平成二十八年	護予防訪問看護	ル・株式会社パ	一二九一三八	お問看護リステンテン
	ハビリテーション が 訪 問 リ			病院
四 平 成 二 十 八 年	介護予防訪問看	一 心会病院 選用 · 正 · 正 · 正 · 正 · 正 · 正 · 正 · 正 · 正 ·	一 蓮 田 市 本 町 三	蓮田一心会一心会
	訪問看護			
三月一日平成二十八年	導居宅療養管理指	外 丸 浩 行	町三〇一一三東松山市沢口	クリニック
四月一日	養管理指導介護予防居宅療	田薬局	一	オダ薬局
平成二十八年	導 居宅療養管理指	有限会社小	座工市	有 限 会 社
指定年月日	サービスの種類	開設者名	所 在 地	名 称

局一の割店	みどり調剤薬	み に 実 月	チザま		フレド裏司	
	東二 一 丘	<u>=</u> - -	三一一) 二	一 五 二 〇	川口市朝日三	
アーマみらい	株式会社フ	成 東 保 会社 平		成 東 品 社 平		
療養管理指導	指導居宅療養管理	療養管理指導 介護予防居宅	指導居宅療養管理	据宅療養管理 指導 療養管理指導 指導		
四月一日平成二十八年	四月一日	五月一日	平成二十八年	五月一日	平成二十八年	

埼玉県告示第七百四十八号

とい 条の二第一項の規定による指定介 自 留 の規定により同条第 四条第四項に 1 邦 \mathcal{O} 生活保護法 、 う。 とおり変更の届出が 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 の支援に関する法律 \smile 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) おいてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 項]項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例に (同条第二項及び中国残留邦 によるも した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以 下 のとされた生活保護法第五十四 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

平成二十八年五月三十一日

通所介護	えんデイサービスおう	えん上赤坂	名 称	うえん
介護予防通所	一八 所沢市中富七五〇	九 一 九	所 在 地	デイサービスお
訪問介護	八	九一七七	所 在 地	護事業所
介護予防訪問	所沢市中富七五〇	狭山市上赤坂六二	Î 1	おうえん訪問介
訪問介護	四	六一三	万 才 士	3
介護予防訪問	熊谷市上之三八五	熊谷市原島一〇六	所 生 地	パーステーン ヨ 熊谷生協へル
訪問看護				
居宅介護支援	四熊谷市上之三八五	六一三 熊谷市原島一○六	所 在 地	だい
看護予防訪問				
居宅介護支援	四 熊谷市上之三八五	六—三 熊谷市原島一○六	所 在 地	ゼンター 熊谷生協ケア
居宅介護支援	宅介護支援事業所やさしい手川口居	が手 ボール がまり ボール アード 老人介護 ちょうしん しょうしん いまい しょう はい かいしん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱ	名 称	事業所となり、手川に
種類 種類	変更後	変更	変 更 事 項	称

埼玉県告示第七百四十九号

とい 条の二第一項の規定による指定介 自 留 の規定により同条第一項 1 邦 \mathcal{O} 四条第四項に 生活保護法 、 う。 とおり廃止 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 の支援に関する法律 $\overline{}$ 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) の届出 おい てその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 が]項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例に (同条第二項及び中国残留邦 によるも した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以 下 のとされた生活保護法第五十四 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

平成二十八年五月三十一日

	介護予防通所		ステーション川口
平 成 二 十 八 年	通 所 介 護	川口市南鳩ヶ谷三ー一七	セントラルライフケア
四月三十日	療養管理指導介護 予防居宅	0	30 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
平成二十八年	指導 居宅療養管理	蓮田市根金一八一三一一	(X. O.)
	療養管理指導介護予防居宅		
三月三十一日	看護 予 勝 訪 問	柳沢ビル 一階	店 E フリニ コンノ
平 成 二 十 八 年	指導	行田市壱里山町一一三一	語 田 ウ リ ニ ツ ウ
	訪 問 看 護		
三月三十一日平成二十八年	介護予防支援		センター 美里町地域包括支援
廃止年月日	サービスの種類	所 在 地	名 称

埼玉県告示第七百五十号

第 五 を担当する機関として、 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術 第十四条第四項においてその例によるも 次の者を指定した。 のとされた生活保護法第四十九条及び 律 の促進並びに永住帰国 (平成六 年法律第三十 l

平成二十八年五月三十一日

院 日高日生病社会医療法人 至	めぐみクリニック	ター おかり かい かい かい み 野 血 管 外	よしば診療所	合病院 樹の会 新久喜総一般社団法人 巨	桶川日出谷診療所	リニック八潮駅前ひぐちク	紫苑婦人科クリニ	ニック 科と皮ふ科のクリ の会 わらび小児 陽	名称
至仁会聚法人	長野真	長伸介	めぐみ医療法人社団	巨樹の会と扱いる	笠原英司	樋口 奈緒	今井 加納子	陽命会 医療 法 人 社 団	開設者名
日高市高萩一六一九	一八川口市弥平二一一八	- 一四 - 一円 二	人喜市吉羽一 — 二八	人 喜市 上 早 見 四 一 八	一三一四 月出谷西三平	C BiVi八潮一階 八潮市大瀬六ー一ー	ライフ新所沢一〇四九二七一二 ファイン所沢市美原町一一二	団	所在地
月一日平成二十八年四	月一日平成二十八年四	月一日平成二十八年五	月一日平成二十八年四	月一日平成二十八年四	月一日平成二十八年四	月一日平成二十八年五	月十五日平成二十八年四	月一日	指定年月日

- 平成二十八年四月 一平成二十八年四月	五一一七比企郡小川町大塚一	7限会社 力ネ	カネミ薬局 ミ
一日 平成二十八年四月	店二階市コー熊谷箱	薬 局 スギ	箱田店 熊谷姓
F 一日 一八平成二十八年三月	エスタシオンTY一5	有限会社 以知	ワイエス薬局
一日 一	狭山市入間川一四八	洋介	いぬい 歯科 乾
○平成二十八年四月	和光市丸山台一ー(を療法 人社団	歯科医院 マリア会 和光 医療法 人社団 医 変 法 人社団
一甲成二十八年四月	四口市朝日六ーーー	鷹觜裕子	鷹觜歯科医院
一日 平成二十八年五月	蕨市錦町四ー七ー三	村 泰 司	中村歯科中
一 日 一 日 一 八 年 四 月	坂戸市溝端町八ー一	一ツク 松本	ニック ニック ニ
一日 一	一二 二階 草加市草加一——八	光山 善治郎	まるクリニック
八日平成二十八年四月	一 一 一	瀧澤 圭	リニックメディカルハブク
一日 平成二十八年五月	五五一一四比企郡川島町下伊草	宮城陽太郎	藤田診療所

早川	F	£
晓 啓	4	Ä
		主
院 学 学 学 学 学 で で で で で で で で で で で で で	名 称 所 在 地	施術所
	5 在 <i>上</i>	旨定 平月日

指定施術機関

	リステーション 1Ag 彩訪問看護リハビ株式へ	ーション アメデアルファケア訪問 株式会	テーション 合病院訪問看護ス樹の会樹の会新久喜総一般社	あんず薬局蓮田店株式へ	ぽかぽか薬局 アクト
N • 7 1	g 会 e 社 W i l	メディック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	団法人	・ジョイ・ジョイ	リー社 I T K フ
	レッタG A一〇六	七田市門井町三ー一	巨久喜市上早見四一八丨	蓮田市東一ー一一一九	本庄市一二一六一三
一日平成二十八年五月	九平成二十八年四月	九平成二十八年五月	一日平成二十八年四月	一日平成二十八年四月	一日平成二十八年五月

平石	波 田 野	樋 口	太 五 十 嵐	中村	川 尻	佐 藤	遠 田
由 実	清	利一	売	真 梧	裕 志	礼 樹	光 介
めぐり治療院	波田野接骨院	すこやか整骨院	いがらし整骨院	みどり町接骨院	ファミリア整骨院	さくら接骨院	すこやか整骨院
芝城県つくば市 がセンター一〇	四二一一一二十三日上尾市平塚二〇平成二十	七八一五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	野口ビルーF二十三十二十三十二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	K I ビル一階 六ー一五 第二 所沢市緑町二ー	F エフシー六町一町四一六ー一一	二 一 一 新座二 —	七八 五 二 三 平
平成二十八年四月	二十三日平成二十八年四月	二十日平成二十八年四月	二十一日平成二十八年四月	一日平成二十八年五月	一日平成二十八年五月	二十一日平成二十八年四月	二十日平成二十八年四月

子津留	長 山	大 谷	岩﨑	渡邊	高島
奈穂	光 一	葵	将 和	昌 美	匠
サージ院熊谷ハートフル鍼灸マッ	ら 形九九三一形九九三一が間マッサージさく大里郡寄居	サージ院ハートフル鍼灸マッ	二	藤川鍼灸接骨院	テーション K E i R O W 上尾ス
院熊谷四五ー一〇三フル鍼灸マッ熊谷市中央ニー	五町	二三西堀八ー一四ーさいたま市桜区	ハ イ イ ツ ニ ニ ニ	四一八明霞市本町三一	九一一 一F 一日上尾市原新町一平成二十八年
十六日平成二十八年五月	—————————————————————————————————————	十五日 平成二十八年四月	○ 青 平一 日一 日正 十 八 年 五 月	四一八 一日 一日 明霞市本町三一平成二十八年五月	一日平成二十八年四月

埼玉県告示第七百五十一号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 V 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 伞 成六年法律第三十号) 次のとおり廃止の届出があった。 した中 第十 十五条第一項の規 国残留邦人等及び 四条第四項に

平成二十八年五月三十一日

平成二十八年四月十四	比企郡小川町大塚一一五〇ー一	カネミ薬局
八日平成二十八年四月二十	春日部市栄町一一三二九	安達歯科クリニック
一 日 平成二十八年三月三十	草加市住吉一Ⅰ一三Ⅰ四○ ス	まるクリニック
一日 平成二十八年三月三十	ビルーF 坂戸市溝端町八一九 第八増尾	消化器クリニック 医療法人 松本内科・
一日平成二十八年三月三十	久喜市上早見四一八丨一	ション 合病院訪問看護ステー合病院訪問看護ステー
甲成二十八年四月三十	蓮田市根金一八一三ー一〇	きらり薬局
一日平成二十八年三月三十	久喜総合病 久喜市上早見四一八ー一農業協同組	院合連合会 久喜総合病。
一日平成二十八年三月三十	桶川市下日出谷西三ー三ー四	桶川日出谷診療所 医療法人 K.N.C
一 日 平成二十八年三月三十	久喜市吉羽一一二八一二三	よしば診療所
一日 平成二十七年十月三十	狭山市南入曽五五三ー一	あおい薬局 入曽店
一日 平成二十八年三月三十	TCビル三階 和光市丸山台ーーー〇ーー M	会和光歯科医院医療法人社団マリア
一日 平成二十八年三月三十	日高市高萩一六一九	日生病院
廃止年月日	所在地	名称

熊倉 勝久	佐 間 田 孝	氏 名
		住 所
玉事業所井 京 在 宅 サ埼 会 社	院を整骨	名 称 施
七 こんのビル三F木町一ー三八九ーさいたま市大宮区桜	院 大里四一―六 大里四一―	新 所 在 地
七 こんのビル三F 木町一 ―三八九 ―平成二十八年五月十一日さいたま市大宮区桜	1 平成二十八年三月三十一	廃止年月日

二 指定施術機関

自.	科 河
一一一一	
出	西
7	外
y	科
=	脳
島田クリニック	神
ク	
	経
	外
ル 行	Ш
一 田	
F 市	市
壱	弥
里	平
	<u>-</u>
	口市弥平二ー一八一八
——————————————————————————————————————	<u>.</u>
1	Л
	1
) /\
_	/\
柳	
沢	
F.	
日平	日平
	· 中
75%	77
	<u> </u>
1	1
	八 左
 	+ -:
	<u> </u>
月	月一
	<u> </u>
F 日 日	甲成二十八年三月三十
_	<u> </u>

埼玉県告示第七百五十二号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項に 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の おいてその例によるもの 次のとおり休止の

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清

司

指定医療機関

埼玉県告示第七百五十三号

次のとおり公告する。 一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

農用地利用配分計画の概要

二、三〇〇	一筆 八百八十九番ほか 田字市場広瀬七千 田字市場広瀬七千	番地番地で一番地	新井利雄
五、 四 一 八	九番ほか二筆 良字牛沼三百五十 埼玉県熊谷市中奈	良千五百十一番地埼玉県熊谷市下奈	松本和市
一四、二三〇	九十九番ほか五筆良字葉草西千五百埼玉県熊谷市下奈	地一良千四百七十三番埼玉県熊谷市下奈	松村捷夫
四三、三六四	筆三番一ほか三十八三番一ほか三十八百十	七二千八十七番地埼玉県熊谷市小江	原営農
五、七七九	筆五十九番一ほか一 カモ県熊谷市下奈	与 写五十四番地二 写五十四番地二	塚田修
1111、11111七	ほか七筆 良字 原巽 二十二番 埼玉 県熊 谷市 下奈	克五百五十二番地 良五百五十二番地	アーム奈良 株式会社太陽フ
五、〇五四	三番 良字牛沼三百七十 克番	地一良千五百三十五番	泉二良
六、九〇九	ほか一筆 良字葉草四百六番 埼玉県熊谷市中奈	地良千九百二十七番埼玉県熊谷市中奈	熱田幸作
メートル) 面積(平方	所 在 地	住	氏名又は名称
の設定等を受ける土地	賃借権の設定等な	の設定等を受ける者	賃借権の設力

飯 塚 輝 雄	飯 塚 隆	飯 塚 準 一	飯 塚 賢 一	飯塚朝香	新 井 良 治	新 井 甚 助	新 井 重 信	橋本早苗	小川 保夫	有限会社モリシ	町よしだ株式会社龍勢の
地尾崎九百四十六番塔玉県羽生市大字	尾崎七百二番地二	地尾崎七百四十四番埼玉県羽生市大字	地尾崎九百五十一番埼玉県羽生市大字	地尾崎七百四十四番埼玉県羽生市大字	尾崎九十五番地埼玉県羽生市大字	七番地中手子林五百七十特玉県羽生市大字	三番地中手子林七百四十埼玉県羽生市大字	千二百四十九番地 埼玉県加須市戸室	一 足六百九十一番地埼玉県加須市中種	二日百八十二番地の大宮区桜木町二丁埼玉県さいたま市	地田千七百六十三番埼玉県秩父市上吉
十九番ほか六筆尾崎字杉下二百七埼玉県羽生市大字	二筆 十六番一ほか二十尾崎字杉下二百九 歩玉県羽生市大字	四番ほか三筆 尾崎字鶴指百二十 埼玉県羽生市大字	三十五番ほか一筆尾崎字中尾崎四百	十番	番ほか二筆 尾崎字鶴指百三十 埼玉県羽生市大字	筆 百五十六番ほか三 中手子林字小沼五 サボー の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	百四十一番一中手子林字小沼五埼玉県羽生市大字	三十三筆	か三十四筆足字中島二百番ほ埼玉県加須市下種	二十二筆 七百四十八番ほか田字市場広瀬七千 勝玉県秩父市下吉	三十四番田字暮坪九千四百埼玉県秩父市下吉
六、 一 七 一	11,0111	二、九九四	五 四 一	五九八	二、九九四	二、〇七四	三九六	二五、三二八	三〇、〇七一	三三、七三二	四、八九二

	大百二十三番ほか大百二十三番ほか大百二十三番ほか	四十番地二千二百年十十二百十十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	岡戸 克眞
-0,	か三十六筆 五百七十三番一ほ 五百七十三番一ほ	番地上手子林九百六十	大和田 重夫
	十五番一ほか一筆尾崎字杉下二百九埼玉県羽生市大字	地	大山祭一
t,	か十筆	六丁目八番地七 埼玉県加須市久下	大塚水
六、	四筆 六百十三番ほか十 六百十三番ほか十	番地	大門 代治
六、三七〇	一筆 百十三番一ほか十 百十三番一ほか 十 三番 一 ほか 十 天 二 ま か	地域上百五十九番	江森 布治
. 1 11	か六十九筆 五百八十九番一ほ 五百八十九番一ほ が六十九等	七十九番地下手子林二千二百	江 森 勉
八	番一ほか二十一筆北荻島字高橋九百	地中手子林六百二番中手子林六百二番	今成 勉
1 1117	七番ほか十一筆北荻島字高橋九百	番地 中手子林六百十七	井上英
五、	三番一ほか六筆 北荻島字高橋九百 埼玉県羽生市大字	五番地 中手子林六百二十	井上茂
二、七二六	筆 百四十八番ほか七 市手子林字小沼五 が玉県羽生市大字	七番地中手子林六百二十	井上栄
四、二八八	四年二番一ほか十四十二番一ほか十	六番地 片子 大子	石田貞代

尾崎六百十番地一尾崎六百十番地一尾崎九百三十一番尾崎九百三十一番尾崎大百二十一番尾崎字杉下二百七
一ほか二十三筆 一ほか二十三筆 一ほか二十三筆 一ほか二十三筆
か二十三筆四百九十四十三年の日本十二年の日本十二年の日本十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
は 杉
**百大 ** 四耕大 七字 ** 番地字
五七
五 九 八 四 八

	鈴 木	島 村	塩田	齋 藤	齋藤	近 藤	近藤	小林	小島	小島	小暮	小 暮
	幸 子	也	洲 昭	安雄	貞男	元 吉	秀 雄	清一	博	敏 夫	道 子	征三
	藤井上組千四十番	番地二中手子林千四十九	番地中手子林百九十四	八番地中手子林六百二十	九番地中手子林六百二十	四十八番地下手子林二千六百	二十九番地二千六百下手子林二千六百	地い号尾崎七百三十二番埼玉県羽生市大字	番地四中手子林百六十八中手子林百六十八	四番地中手子林八百八十	三十一番地 三十一番地 三十一番地	番地中手子林千三十一
か二筆	尾崎字鶴指百五番埼玉県羽生市大字	七筆千二十八番ほか十中手子林字八幡前物玉県羽生市大字	筆百六十七番ほか八中手子林字小沼四中手子林字小沼四	四番ほか二筆 北荻島字高橋九百 埼玉県羽生市大字	五筆 百八十七番一ほか 中手子林字小沼四 中手子林字小沼四	十六筆 五百八十三番ほか 上手子林字大谷千 歩玉県羽生市大字	二十六筆 百七十八番二ほか 上手子林字新田千 埼玉県羽生市大字	四十三番ほか三筆尾崎字中尾崎四百	百八十九番中手子林字八反二埼玉県羽生市大字	二十五番ほか二筆中手子林字八反百埼玉県羽生市大字	十一筆 六百二十番ほか七 上手子林字大谷千 埼玉県羽生市大字	十一筆十二番一ほか中手子林字八幡前
	五、〇二六	七、六四三	四 九 七 二	六、六七九	二、五六二	一 、 八七 〇	一四、六三八	一、八九二	六一二	二、五四二	一五、九七二	七、〇八九

十八番ほか四筆
ミジス (1) 県羽生市大,
四番ほか九筆尾崎字鶴指百三十埼玉県羽生市大字
番一ほか四筆尾崎字杉下三百七埼玉県羽生市大字
か四十七筆 五百七十四番一ほ 五百七十四番一ほ
筆百二十九番ほか六尾崎字反り八反二
百一番一ほか八筆尾崎字反り八反二埼玉県羽生市大字
五十四番ほか二筆尾崎字中尾崎四百
二十筆 六百三十一番ほか 大百三十一番ほか が五県羽生市大字
筆 三十六番ーほか二 中手子林字八反百 かま 県羽生市大字
八筆 六百十五番ほか十 上手子林字大谷千 上手子林字大谷千
九十番尾崎四百塔玉県羽生市大字
番一ほか二筆 尾崎字鶴指 百五十 埼玉県羽生市大字

番 一 に
五百二十几番一ほ上手子林字大谷千埼玉県羽生市大字
八十九番ほか 十九番ほか 九 加 九
十三番ほか三筆尾崎字中尾崎四百
十七番ほか十四筆尾崎字杉下二百六埼玉県羽生市大字
十五番ほか五筆尾崎字杉下二百六埼玉県羽生市大字
六百五番ほか八筆上手子林字大谷千埼玉県羽生市大字
七十三筆 七十三筆 七十三筆 七十三筆 お ま り 十 七 番 ほ か れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り る り る り る り
七十五筆 上手子林字大谷千 上手子林字大谷千 かま県羽生市大字
百四十一番尾崎字反り八反二塔玉県羽生市大字
1ほか六十五 が六十五 五
·五百十九番 一 十九番 一 十九条 一
筆八十八番一ほか七尾崎字反り八反百

六、 〇 五	か十六筆 三百二十七番二ほ 上手子林字神明千	十番地 上手子林千二百二	里子	町 田
一〇、三九一	八筆 五十五番一ほか十 上手子林字辻六百 埼玉県羽生市大字	二百二 地十三号サンフラ 地十三号サンフラ 沢四丁目二十三番	淳	町 田
七、八七一	か十二筆 三百二十一番一ほ上手子林字神明千	六番地 二十十十二十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	好 一 郎	町 田
五、四一〇	筆	九番地下手子林二千三十	博俊	増 田
三〇、一九八	四筆	番地五中手子林百五十九中手子林百五十九	利夫	増 田
三、五〇七	十筆 百七十八番二ほか 上手子林字新田千 上手子林字新田千	十四番地一下手子林二千三百	晃	増 田
五、一九二	一筆 五百九十番ほか十 上手子林字大谷千 上手子林字大谷千	七番地中手子林二百三十中手子林二百三十	健治	増 田
三三、一五一	三十六筆 六百二十番ほか百 上手子林字大谷千	町屋百三十番地六埼玉県羽生市大字	恵二二	増 田
一六六、七六五	か四百五筆 五百七十三番一ほ 上手子林字大谷千	十一番地中手子林千三百二十二番地	良 行	間篠
九五、七三六	か二百七十四筆 五百七十三番一ほ 上手子林字大谷千	番地中手子林千八十三中手子林千八十三	一 雅	間篠
一、四三二	二筆 三百二十番一ほか 上手子林字神明千 かま県羽生市大字	三番地二 三番地二 十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	清一	平井
二 一 六 五	九筆 六百二番ほか三十 上手子林字大谷千	十七番地 下手子林千九百八	庫治	原田

業機械化セセ	若山実	吉田富男	吉岡憲一	山田和男	山下博之	山下 直助	山﨑信一	山﨑 克巳	森屋茂子	松本成弘	松村勝市
ン タ 農		,,		3		.73]	•	3,1	,,
地扇千五百七十番埼玉県幸手市大字	五十九番地下手子林二千四百场玉県羽生市大字	尾崎六百八番地一埼玉県羽生市大字	六番地 上手子林八百五十 埼玉県羽生市大字	百四十八番地町大字山田字北田福島県双葉郡双葉	地一尾崎六百九十六番埼玉県羽生市大字	地尾崎七百六十一番埼玉県羽生市大字	地尾崎八百七十三番埼玉県羽生市大字	地尾崎八百七十二番埼玉県羽生市大字	地瑞江四丁目十六番東京都江戸川区西	番地上手子林千九十七	地手子林二百二番埼玉県羽生市大字
ほか十四筆賀一丁目百十四番埼玉県幸手市平須	五十一番ほか七筆上手子林字辻七百埼玉県羽生市大字	十二番ほか七筆尾崎字杉下二百八埼玉県羽生市大字	三筆 八十九番一ほか十 上手子林字辻七百 埼玉県羽生市大字	筆九十八番ほか十八上手子林字辻七百 お玉県羽生市大字	十一番一ほか八筆尾崎字杉下二百七埼玉県羽生市大字	三筆 十九番一ほか三十 尾崎字杉下二百五 埼玉県羽生市大字	十一番ほか六筆尾崎字杉下二百六埼玉県羽生市大字	十四番ほか十筆尾崎字杉下二百六埼玉県羽生市大字	百三番中手子林字小沼五埼玉県羽生市大字	か五十九筆五百七十七番一ほ上手子林字大谷千場玉県羽生市大字	六筆 百四十七番一ほか 中手子林字小沼五 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
二六、四四四四	11, 0110	五、一四四	三、九九七	九、 一 七 五	四、七六六	二四、五四九	五、〇〇五	五、九三八	八六七	一八、四一八	三、四七一

一、六〇三	田二千十七番一町大字赤浜字後塚	番地野大字今市七百十	梅澤功
六七、五四二	帝 長 長 上 郎 寄 居 番 ほ か 二 十 二 筆 番 ほ か 二 十 二 筆 一 単 元 全 郡 吉 見	玉 県 東 松 山 市 玉 県 東 松 山 市	森田義政
四、三六〇	一筆 一筆 一筆 一筆 一筆 一番ほか お玉県比企郡吉見	三十二番地三十二番地方宝界比企郡吉見	森 田 克 未
三七、一二四	十八番ほか十一筆町大字西吉見百九	百七十四番地 町大字南吉見千四	新島勝利
二、二六〇	四十七番町大字西吉見三百時玉県比企郡吉見	三十二番地	長島博
二、二五二	番	四十五番地三町大字久保田四百	法人大地の郷特定非営利活動
111, 0111	三十八番ほか四筆町大字西吉見二百埼玉県比企郡吉見	百七十五番地町大字南吉見千六	杉田金三郎
二三、五九一	九番ほか五筆町大字西吉見九十	二十七番地町大字北吉見五百時玉県比企郡吉見	杉﨑行央
四、六二五	一ノ耕地八十五番地町大字久米田字埼玉県比企郡吉見	九十番地町大字久米田六百	小島 太郎
三七、八八六	十番ほか十五筆 町大字西吉見二百 埼玉県比企郡吉見	百二十八番地町大字南吉見千五	小 池 貴 史
五、四一六	二番町大字西吉見三百埼玉県比企郡吉見	百五十番地 町大字南吉見千四 埼玉県比企郡吉見	金 子 正 夫
二、六九九九	番二ほか四筆鹿見塚字前二百二時玉県吉川市大字	一丁目百五番地埼玉県吉川市皿沼	立原司朗

平成二十八年五月二十六日一 認可年月日

株式会社ヤオコ	大澤守男
本町一番地五埼玉県川越市脇田	七十八番地一町大字赤浜千六百埼玉県大里郡寄居
田千九百四十八番町大字赤浜字後塚	一筆 田二千七番一ほか町大字赤浜字後塚 野黒大里郡寄居
三、 一 三 九	一、六五八

示

埼玉県告示第七百五十四号

土地区画整理事業の事業計画の 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に 変更を認可 したので、 同条第四項の 規定により公告 ょ り

平成二十八年五月三十 日

埼玉県知 上 田 清

司

組合の

西吉見南部土地区画整理組合

事業施行期間

平成二十四年七 月十 七 日 カュ

平成二十九年三月三十 _ 日まで

 \equiv 施行地区

埼玉県比企

郡吉見町

大字西吉見の

一部及び大字南吉見字永腐裏の全部

事務所の所 在地

埼玉県比企郡吉見

兀

町大字下 細谷四 百十 一番地

五. 設立認可の年月日

平成二十四年七月 +七 日

六

平成二十八年五月三十変更認可の年月日 日

埼玉県告示第七百五十五号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,225,350部×4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日平成28年4月4日

4 落札者の氏名及び住所 株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額 52,009,099円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日平成28年2月2日

埼玉県告示第七百五十六号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量埼玉県議会テレビ番組等制作・放送業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15 番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額 121,436,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部 道路

平成二十八年五月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 一

一 道路の種類 県道

一路 線 名 加須鴻巣線

三 道路の区域

			旧
旧	新	旧	新
В	A	A	別
番一地先まで地先から同市上谷字下川面八三六鴻巣市笠原字永井戸一五〇二番一	一地先まで	地先から同市上谷字砂場八三一番鴻巣市笠原字永井戸一三五一番七	区間
市上谷字下川面八三六 一〇・三〇から一三・六八	から	七・八三から一一・五五	敷地の幅員
九一・八八		一 三 一 - 七	(メートル) 長
	歩道整備による	備事務所長告示第六号で日付け埼玉県北本県土整平成二十五年五月二十八	備考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十八年五月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

加須鴻巣線	路 線 名
一地先まで地先から同市上谷字砂場八三一番出場巣市笠原字永井戸一三五一番七	供用開始の区間
平成二十八年五月三十一日	供用開始の期日
延長一三一・一七メートル	備考

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号告 一示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好

道路の種類 県 道

菅谷寄居線

三 道路の区域

新	IΞ	旧新別
三二三番一地先まで同郡同町大字下横田字田中前	五九四番一地先から比企郡小川町大字中爪字榎戸	区間
一三・七〇~	七・九九~	(メートル) 敷地の幅員
- - (tu = - · ○	(メートル) 延 長
1年 正 クイ マス 里 ガー 三	備考	

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開 発

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十八年二月四日

指令川建セ第二七〇〇一九一号

二 検査済証番号

平成二十八年五月二十七日

川建セ第二八〇〇〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百四十六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町目白台三丁目十九番地六

池澤 弘敏

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 次 の開 発

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十八年一月二十日

指令川建セ第二七〇〇七九〇号

二 検査済証番号

平成二十八年五月二十七日

川建セ第二八〇〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東二丁目十三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野八番地

滝澤 千代

埼玉県病院事業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 随意契約の

相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和

肇

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 亀田医療情報株式会社 東京都千代田区麹町4丁目8番地 麹町クリスタルシティ東館7階
- 5 契約金額 93,610,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県病院事業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和

肇

1 調達内容

- (1) 購入案件名及び数量閉鎖型保育器 14台
- (2) 購入案件の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年12月27日
- (4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2 埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成26年埼玉県告示第 1096号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者である こと。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

を受けている者であること。

- 3 入札書等の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 大中·松丸

電話048-830-5988 (直通) ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料 (提案書) の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当 (小児医療センター駐在) 松永

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限(入札説明書に記載)から平成28年 7月12日 午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月11日 午後5時まで上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月12日 午前10時30分開札への立会いは不要とする。

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成 28年6月24日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資 格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者 に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Closed type incubator
- (2) Time-limit for tender:
 10:20 a.m., July 12, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 11, 2016)
- (3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5988

埼玉県病院事業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和

肇

1 調達内容

- (1) 購入案件名及び数量実験台(検査用作業台) 一式
- (2) 購入案件の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年12月27日
- (4) 納入場所 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2 埼玉県立小児医療センター新病院
- (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

- 2 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない 者であること。
 - (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成26年埼玉県告示第 1096号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者である こと。
 - (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書等の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局経営管理課 入札担当 大中・松丸 電話048-830-5988(直通) ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料 (提案書) の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 小児医療センター建設課 運営担当 (小児医療センター駐在) 榎本電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限(入札説明書に記載)から平成28年 7月12日 午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月11日 午後5時まで 上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月12日 午前10時50分 開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を 乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14 年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成 28年6月24日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資 格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当 する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

 Laboratory table (work top for inspection)
- (2) Time-limit for tender: 10:40 a.m., July 12, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 11, 2016)
- (3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5988

埼玉県病院事業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和

肇

1 調達内容

- (1)購入案件名及び数量 注射薬自動払出装置 一式
- (2) 購入案件の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年12月27日
- (4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2 埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成26年埼玉県告示第 1096号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者である こと。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書等の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森・松丸 電話048-830-5988(直通) ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料 (提案書) の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒 339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 小児医療センター建設課 運営担当 (小児医療センター駐在) 谷村 電話 048-758-1852 ファクシミリ 048-758-1880

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限(入札説明書に記載)から平成28年 7月12日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月11日 午後5時まで 上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月12日 午前11時10分 開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を 乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14 年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成 28年6月24日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資 格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当 する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Automatic Ampule Dispenser
- (2) Time-limit for tender: 11:00 a.m., July 12, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 11, 2016)
- (3) Contact Information:

 Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,

 Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,

 Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5988

埼玉県病院事業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり

一般競争入札に付する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和

肇

1 調達内容

- (1) 購入案件名及び数量 開放型保育器 13台
- (2) 購入案件の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年12月27日
- (4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2 埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成26年埼玉県告示第 1096号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者である こと。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

を受けている者であること。

- 3 入札書等の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森·松丸

電話048-830-5988 (直通) ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料 (提案書) の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当 (小児医療センター駐在) 松永

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限(入札説明書に記載)から平成28年 7月12日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月11日 午後5時まで上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月12日 午前10時10分 開札への立会いは不要とする。

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成 28年6月24日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資 格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者 に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Thirteen set of Opening type incubator

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., July 12, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 11, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan

Telephone: 048-830-5988

埼玉県告示第六百九十一号(平成二十八年五月十七日第二千七百九十八号)中訂

正

ー パージ 行 から二

「第二十九第一項」誤

正

「第二十九条第一項」